

平成二十七年九月十日提出  
質問第四一八号

厚木基地空母艦載機の岩国基地への移駐に関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

## 厚木基地空母艦載機の岩国基地への移駐に関する質問主意書

平成二十七年七月三十日、在日米海軍と海上自衛隊が共同使用する厚木基地の航空機騒音をめぐる「第四次厚木基地騒音訴訟」の高裁判決において、自衛隊機の午後十時から午前六時までの飛行差し止めと、総額約九十四億円の損害賠償が国に命じられた。しかし、米軍機の飛行差し止め請求は退けられており、八月十日には最高裁に上告されたところである。

平成二十四年五月に空母艦載機離着陸訓練が実施された際には、わずかに三日で二千七百件以上の苦情が自治体に寄せられるなど、騒音の主体は米軍機であることは明らかである。

また、平成二十六年五月に自衛隊機の飛行差し止めを認める一審判決がなされた後も、騒音回数が変わっておらず、周辺住民は変わらず騒音被害に悩まされている。

他方、空母艦載機の岩国移駐が平成二十六年までに実施されることが日米合同委員会で合意されていたものの、平成二十五年十月には平成二十九年頃までとなることが確認されている。

これらの経緯を踏まえ、以下質問する。

一 空母艦載機の岩国基地への移駐を行う目的は、厚木基地の騒音軽減か。

二 平成二十七年三月十日の衆議院予算委員会第一分科会において、「岩国飛行場において、格納庫、駐機場などの整備を行っているところでございます。また、愛宕山地区におきましても、家族住宅、運動施設などの整備に先立つ造成工事等が行われているところでございます」と答弁されているが、平成二十九年までに完成する目処は立っているのか。

三 岩国基地の施設が予定どおりに整備された場合、平成二十九年のいつ頃までに岩国基地への移駐が完了するのか。時期を明らかにされたい。

四 岩国基地への移駐によって、騒音は軽減するのか。  
右質問する。